学校法人昭和薬科大学役員の報酬等の支給の基準

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人昭和薬科大学(以下「本法人」という。)の寄附行為第42条 の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 職員とは、教育職員及び事務職員をいう。
 - (3) 役員の報酬等とは、報酬、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
 - この役員の報酬等には、本法人常勤職員給与規程に基づくものを含まない。
 - (4) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。
 - (1) 報酬
 - (2) 退職金
- 2 前項の他、役員の傷害保険等に係る保険料等を支給することができる。

(報酬の算定方法)

- 第4条 役員に対する報酬の額は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長 報酬年額 1,700 万円
 - (2) 常務理事・事業担当理事 報酬年額 1,500 万円
 - (3) 理事長、常務理事、事業担当理事以外の理事及び監事 報酬年額 70万円
- 2 理事長、常務理事及び事業担当理事に職員が就任したときの報酬は、前項第1号及び第2号の規定を適用せず、職員として支給される俸給、手当又は賞与の他に、前項第3号の報酬及び以下の各号の報酬月額を支給する。
 - (1) 理事長 報酬月額 24 万円
 - (2) 常務理事・事業担当理事 報酬月額 12万円
- 3 職員兼務理事長については、職員の定年年齢に達した翌年度より、第1項第1号の報酬 年額とする。
- 4 役員に特別の業務を委嘱したときは、前3項の規定とは別に、理事会で決定する報酬を 支給することができる。

(退職金の算定方法)

第5条 役員に対する退職金の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長、常務理事・事業担当理事、並びに前三役以外の理事及び監事については、各職位の在任年数(理事長、常務理事・事業担当理事については、職員を兼務した年数を除く)に前条第1項各号が示す各職位の報酬年額の12分の1を乗じて得られた金額とする。
- (2) 理事長、常務理事・事業担当理事が職員を兼務したことがある場合は、前号の金額に、 各職位と職員を兼務した年数に前条第 2 項各号が示す各職位の職員兼務中の報酬月額 を乗じて得られた金額、及び、各職位と職員を兼務した年数に前条第1項第3号の報酬 年額の12分の1を乗じて得られた金額を加算する。
- 2 年数の計算は12か月を1年とし、12か月に満たない端数は月割り計算とする。
- 3 月数の計算は、就任の日から起算して暦に従って計算し、1 か月に満たない端数が生じたときは1か月とする。

(報酬等の支給方法)

- **第6条** 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該 各号に定める時期とする。
 - (1) 第4条第1項第1号及び第2号の報酬は、毎月25日(ただし、支給日が土日及び祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。)に100万円を支給し、報酬年額の残額を1月から6月までの報酬として6月に、7月から12月までの報酬として12月に2分の1ずつ支給する。
 - (2) 第4条第1項第3号の報酬は、1月から6月までの報酬を6月に、7月から12月までの報酬を12月に2分の1ずつ支給する。
 - (3) 退職金は、死亡退職による場合は死亡の日、辞任の場合は理事会において届けを受理した日、又任期満了による退職の場合は後任者が選任された日の後に支給する。
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。ただし、本人が死亡した時は法定相続人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費 用)

- 第7条 役員には、本法人役員・評議員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算方法)

- 第8条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、当該日までの報酬を日割り計算によって支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公 表)

第10条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。